

令和3年度 (一社) 埼玉県建設業協会との意見交換会 回答 (1 / 4)

項 目	回 答
1. 公共事業予算の増額確保と地元企業向け工事の増額について	<p>■「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」が開始されましたが、工事の平準化により年間を通じて安定した業務量を確保するため、今後、当初予算として設定されるようお願いするとともに、5カ年の先を見据え計画期間内にローリングを実施するなど、長期的・継続的予算が確保できるようお願いします。</p> <p>本年8月末に国土交通省の2022年度(令和4年度)予算の概算要求が公表され、公共事業関係費として、6兆2,492億円(対前年度比1.19)を要求しております。</p> <p>なお、「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」の推進に係る所要の経費については、「事項要求」を行い予算編成の過程において検討することとなっております。</p> <p>また、中長期的な見通しの下、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保を図り、公共事業を効率的かつ円滑に実施できるよう努めてまいります。</p> <p>施工時期の平準化や適正価格・工期での契約、地域企業の活用に配慮した適正な規模での発注等を推進して、引き続き、生産性の向上や働き方改革に取り組んでまいります。</p> <p>■地域の雇用・経済を支えるためにも、地元企業が受注できる工事の増額と併せて、地方自治体を実施する工事も増加するような取り組みをお願いいたします。</p> <p>地域の建設業者は、社会基盤整備、維持修繕の担い手であると同時に災害時においては地域の守り手であり、工事発注においても将来にわたる品質確保や災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮が必要と認識しています。</p> <p>そのため、工事発注にあたっては、工事の特性や地域の実情を踏まえつつ適切な工事規模、発注方式を設定することとしています。</p> <p>関東地方整備局では、総合評価においては災害対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災担い手確保型」の適用工事の拡大を図り、令和2年度に県内で「地域防災担い手確保型」を適用した37工事では、26工事が県内に本店を有する企業が受注されています。</p> <p>このほかにも、国発注工事の実績がない企業の競争参加機会を確保するため、都県政令市発注の工事成績を同等に評価する「自治体実績評価型」、施工体制確保の観点から資格要件を企業の「同種工事の実績」のみとする「フレームワークモデル工事」や「公募型指名競争入札方式」の適用工事も拡大を図るなど、引き続き取り組んでまいります。</p>
2. 「働き方改革」の推進について	<p>(1) 作成書類の削減について</p> <p>■国から地方自治体への指導支援を行っていただき、更なるスリム化をお願いいたします。</p> <p>関東地方整備局では、書類作成の負担軽減の取り組みとして、「土木工事電子書類作成マニュアル」及び「土木工事電子書類スリム化ガイド」について、貴協会をはじめとする関係機関にも意見照会の上、令和3年9月17日に改定を行いました。</p> <p>今回の改定では、「受発注者間での作成書類の役割分担の明確化」を主要なテーマとしており、併せて書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用等の追加や、名称に「電子」という言葉の追加も行っております。これまでの「設計変更審査会」を「設計審査会」へ名称と運用を改定し、現場着手前の設計審査会で「協議資料作成等の受発注者間の役割分担」を明確にすることとしており、「作成書類の役割分担の明確化」を徹底してまいります。</p> <p>改定したマニュアルやスリム化ガイドについては、ホームページへ掲載するとともに、貴協会をはじめとする関係機関や関東地方整備局の監督職員、検査職員、発注担当職員等に対して周知徹底に取り組んでおります。</p> <p>なお、埼玉県、さいたま市を含む1都8県5政令市にも情報提供し、周知を図っております。</p> <p>引き続き、貴協会のご意見も伺いながら工事書類の更なる簡素化に取り組んで参りますので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。</p>

令和3年度 (一社) 埼玉県建設業協会との意見交換会 回答 (2 / 4)

項 目	回 答
<p>2. 「働き方改革」の推進について</p>	<p>(2) 実態調査の実施について</p> <p>■民間工事も含めて、働き方改革の実現に向けた様々な取組みについて実態調査を行い、改善点などについて受発注者が共有できるようお願いします。</p> <p>(3) 適正な積算基準等について</p> <p>■公共工事設計労務単価は9年連続で上昇していますが、交通規制や施工時間帯など制約のある現場では、現行の基準で積算した費用で賄えない場合があることから、実態を調査し、適切な費用を算定できるような取組みをお願いします。</p> <p>令和元年6月14日に施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正に伴い、発注者の責務として公共工事の品質確保を図るため、休日、準備期間等を考慮した適正な工期設定が定められ、働き方改革の観点からも重要な施策として取り組んでおります。</p> <p>関東地方整備局では、各工事現場における各種施策の実施状況の確認や課題を把握し、必要に応じて改善を図ることを目的として、平成22年度より、工事に直接関係しない関東地方整備局職員が、直接建設現場等を巡回する「巡回現場会議」を実施しております。</p> <p>巡回現場会議については、監理技術者や現場代理人を対象とした「受注者ヒアリング」を行い、現場の課題等の実態把握に努めるとともに、その後担当事務所との意見交換会を行い、受注者ヒアリングの結果報告や各種施策の周知、指導等を実施し、実施結果について関東地整HPで公表を行っております。</p> <p>一例としては、設計と現場条件に差異が生じた場合に、受発注者で協議の上、「設計審査会」を開催し、結果として設計変更が必要となる場合は、「設計変更ガイドライン」に基づき適切に対応することとしております。</p> <p>また、通常の作業時間を確保することができない場合には「時間的制約を受ける補正」を実施するなど、現場条件に応じた適切な費用算定が行われるよう引き続き努めてまいります。</p> <p>併せて、諸経費の実態については毎年調査し、積算基準の率と実態の乖離状況を確認し、実態に即した率式を基準書に反映されるための調査を引き続き行ってまいります。</p> <p>(4) 最低制限価格等の引上げについて</p> <p>■併せて最低制限価格における一般管理費の算定率 (5.5/10) の引上げをお願いします。</p> <p>工事の低入札価格調査基準については、公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するための基準であり、平成20年度以降に7回ほど、諸経費の算定率等の引き上げが行われております。</p> <p>具体的には、平成25年度に一般管理費等の算入率を『0.30』から『0.55』、平成28年度に現場管理費の算入率を『0.80』から『0.90』、平成29年度に直接工事費の算入率を『0.95』から『0.97』、平成31年度には公共工事の品質確保等の観点から低入札価格調査基準の範囲を『70%～90%』から『75%～92%』に引き上げるなど、施工実態等を踏まえた見直しが行われております。</p> <p>ご提案のありました内容については、他の関係機関との協議・調整等が必要となることも考えられますので、ご意見について本省に伝えてまいります。</p>

令和3年度 (一社) 埼玉県建設業協会との意見交換会 回答 (3 / 4)

項 目	回 答
3. 生産性の向上について	<p>(1) 現場条件を踏まえた適切な設計積算について ■改正品確法の趣旨に則り、着工から竣工まで円滑に施工できるよう、変更を含めた設計積算をお願いします。</p> <p>(2) 工事工程に支障を来さないような取り組みについて ■関係者調整などが工事工程に支障を及ぼさない発注者側の取り組みをお願いします。</p> <p>令和元年6月14日に施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正に伴い、発注者の責務として公共工事の品質確保を図るため、休日や準備期間等を考慮した適正な工期を設定することが定められるとともに、働き方改革の観点からも重要な施策として認識しております。</p> <p>適正な工期を確保するため、工事発注時に工事工程表の開示の試行を原則全ての土木工事、機械設備工事、電気通信設備工事を対象に実施するとともに、本官工事及び当初予定価格3億円以上の分任官工事を対象に、設計・発注条件と現場条件の不一致を防止し、円滑な工事施工体制の確保を目的とした条件明示チェックリストの開示の試行に取り組んでおります。</p> <p>また、工事着工前には「設計審査会」において、工事工程のクリティカルパスの共有や条件明示のすり合わせを受発注者間で実施するとともに、作成書類の役割分担の明確化を図ることとしております。</p> <p>なお、施工条件等に変更が生じた場合には、設計審査会において設計変更の妥当性の審議を行い、適切な設計変更に努めております。</p>
4. 専任技術者・現場代理人の適切な配置について	<p>■技術者を計画的・効率的に配置するため「フレームワーク方式」や技術者専任期間の自由度が高い「フレックス方式」の拡大を始め、入札手続きに要する期間の短縮や専任技術者に必要な要件が緩和された入札制度の検討導入をお願いいたします。</p> <p>関東地方整備局では、技術者の配置などの自由度が高い「余裕期間制度」を活用するとともに、昨年度から実施している資格要件を企業の「同種工事の実績」のみとし落札決定後に技術者を配置する「フレームワークモデル工事」や「公募型指名競争入札方式」の適用工事も拡大を図るなど、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>また、令和元年6月の建設業法改正により3,500万円以上（建築工事一式の場合は7,000万円以上）の工事について監理技術者は工事毎に専任が必要であったが監理技術者補佐を専任で置いた場合に監理技術者は2つの工事まで兼務が可能となりました。</p> <p>関東地方整備局は広く活用できるように分任官工事にて適用しております。</p>
5. その他	<p>(1) 改正品確法の市町村への徹底について ■市町村の公共事業は地域建設業に密接に関連していることから、全ての市町村において品確法及び運用指針に基づき、入札制度や工事の施行に係る対応等の改善が行われるよう、埼玉県と連携して積極的な働きかけをお願いいたします。</p> <p>埼玉県内の市町村における改正品確法及び運用指針に基づく取組の徹底については、関東ブロック発注者協議会及び発注者協議会埼玉県分科会を通じて周知・浸透を行っているところです。</p> <p>特に、発注関係事務について客観的な取組状況を把握するため令和2年度に「低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況」など工事について5つの指標を定め、市町村自ら令和6年度の目標値を設定し令和2年12月に公表しております。</p> <p>指標については毎年フォローアップを実施していくこととしており令和3年10月に令和2年度調査結果について公表を実施しております。</p> <p>引き続き、埼玉県と連携しながら県内各市町村に対し、品確法及び運用指針の浸透に向けた取組等を推進してまいります。</p>

令和3年度 (一社) 埼玉県建設業協会との意見交換会 回答 (4 / 4)

項 目	回 答
5. その他	<p>(2) BIM/CIM活用ロードマップについて</p> <p>■国土交通省におかれましては、今年度から大規模構造物の工事において、BIM/CIM活用し、令和5年度には、全ての工事において原則適用と伺っておりますが、BIM/CIM活用ロードマップについて御教示願います。</p> <p>国土交通省では、インフラ分野において、災害対応やインフラの老朽化対策の必要性が高まる一方、今後、深刻な人手不足が懸念されていることから、急速なデジタル化や新たな働き方への転換などに対応するため、インフラ分野のDXを推進していくこととしております。</p> <p>その中で、関東地方整備局では、令和2年度末にBIM/CIM活用ロードマップを策定しており、令和5年度までに小規模なものを除く全ての公共工事についてBIM/CIM原則適用を目指しております。</p> <p>今年度は、トンネル、ダム、橋梁、河川構造物（水門、樋門、樋管等）及びICT活用（土工量1万m3以上）の土工事などの大規模構造物等を対象とした業務・工事と、令和2年度までにBIM/CIMを活用した業務・工事をBIM/CIM活用の対象として、取り組みを進めてまいります。</p> <p>なお、令和3年4月21日には関東技術事務所に「関東DX・i-Construction人材育成センター」を、関東地方整備局18階に「関東DXルーム」を開所し、関東地方整備局、関東技術事務所及び事務所間において連携した推進体制を構築することで、3次元データ等を活用した新技術の開発や導入促進、これらを活用する人材育成に取り組んでおります。</p>